

改正

昭和50年3月29日教育委員会規則第4号
昭和50年6月2日教育委員会規則第23号
昭和50年6月30日教育委員会規則第26号
昭和51年4月1日教育委員会規則第7号
昭和52年4月1日教育委員会規則第4号
昭和53年3月27日教育委員会規則第3号
昭和54年3月31日教育委員会規則第2号
昭和55年4月1日教育委員会規則第10号
昭和56年8月31日教育委員会規則第10号
昭和57年7月21日教育委員会規則第6号
昭和57年12月30日教育委員会規則第17号
昭和58年3月31日教育委員会規則第3号
昭和59年3月31日教育委員会規則第6号
昭和59年8月31日教育委員会規則第12号
昭和60年9月24日教育委員会規則第8号
昭和61年4月1日教育委員会規則第3号
昭和61年4月30日教育委員会規則第5号
昭和62年4月1日教育委員会規則第5号
昭和63年3月29日教育委員会規則第4号
平成元年4月26日教育委員会規則第7号
平成元年9月21日教育委員会規則第10号
平成2年4月20日教育委員会規則第4号
平成2年9月26日教育委員会規則第11号
平成3年4月19日教育委員会規則第5号
平成4年4月27日教育委員会規則第8号
平成5年3月25日教育委員会規則第2号
平成6年4月28日教育委員会規則第6号
平成7年12月19日教育委員会規則第11号
平成9年3月28日教育委員会規則第4号
平成10年4月1日教育委員会規則第4号
平成11年3月30日教育委員会規則第2号
平成12年3月31日教育委員会規則第8号
平成13年5月22日教育委員会規則第11号
平成14年3月28日教育委員会規則第6号
平成14年7月18日教育委員会規則第12号
平成16年3月26日教育委員会規則第6号
平成17年3月29日教育委員会規則第8号
平成17年12月20日教育委員会規則第25号
平成19年3月28日教育委員会規則第4号
平成20年3月28日教育委員会規則第6号
平成23年2月14日教育委員会規則第2号
平成24年5月28日教育委員会規則第8号
平成25年1月29日教育委員会規則第1号
平成26年2月13日教育委員会規則第7号
平成31年4月24日教育委員会規則第2号
令和2年3月19日教育委員会規則第7号
令和2年12月22日教育委員会規則第17号

帯広市学校開放事業の管理運営に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、帯広市学校開放事業施設使用料条例（平成16年条例第16号）の施行及び学校開放事業の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

第2条 削除

(学校開放事業の種類)

第3条 学校開放事業の種類は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) スポーツ事業 地域住民、団体及び職場等（以下「地域住民等」という。）が行うスポーツ及びレクリエーション活動のために屋内運動場、屋外運動場及び屋内水泳プールを開放する事業

(2) 文化事業 地域住民等が行う文化的活動のために特別教室等を開放する事業

第4条 削除

(校長の責任)

第5条 この規則の実施に関して、学校開放事業の適切な運営のため学校開放事業の用に供する学校（以下「開放学校」という。）の校長は、一切の責任を負わないものとする。

(開放学校)

第6条 開放学校は、別表1のとおりとする。

(開放学校の日時等)

第7条 スポーツ事業及び文化事業として開放する日時は、学校教育に支障のない範囲で別表2のとおりとし、1回あたりの使用時間は、スポーツ事業については2時間、文化事業については3時間とする。ただし、教育委員会が特に認めた場合は、この限りでない。

(学校施設の使用)

第8条 学校開放事業として学校施設を使用することができる場合は、帯広市内に在住、在勤又は在学する者10名以上が構成する地域住民等（保護者の付添わない幼児を除く。）で、かつ、団体にあつては、監督者としての成人が含まれている場合、地域住民にあつては指導者がついている場合とする。ただし、教育委員会が特に認めた場合は、この限りでない。

2 前項の規定にかかわらず、屋内水泳プールについては、教育委員会が別に定めた場合を除き、原則個人使用とする。

(使用手続)

第9条 地域住民等は、あらかじめ学校開放事業使用登録申請書（様式1号）を教育委員会に提出し、学校開放事業使用登録証（様式2号）の交付を受けなければならない。

2 登録証の交付を受けた者は、学校施設を使用する日の7日前までに登録証を提示し、開放学校使用許可申請書（様式3号）を教育委員会に提出しなければならない。

3 教育委員会は、前項の規定により申請書の提出があつたときは、その内容を審査し、学校開放使用許可書（様式4号）を交付することにより、使用を許可する。

4 登録内容に変更あるときは、速やかに教育委員会に変更申請をしなければならない。

(1) 登録内容に変更があるときは、学校開放事業使用登録変更申請書（様式5号）を提出しなければならない。

(2) 代表者に変更があるときは、学校開放事業使用変更登録証（様式6号）の交付を受けなければならない。

5 前各項の規定にかかわらず、屋内水泳プールの使用許可は、第11条に規定するプール使用券の交付によるものとする。

第10条 削除

(使用券の交付)

第11条 教育委員会は、条例第2条の規定に基づく使用料の納付があつたときは、屋内運動場使用にあつては電灯使用券（様式7号）、暖房使用券（様式8号）を、屋内水泳プール使用にあつてはプール使用券（様式9号）、1か月券（様式10号）をそれぞれ交付するものとする。

(使用料の還付)

第12条 条例第3条ただし書の規定により使用料を還付する場合は、次のとおりとする。

(1) 照明設備の使用をしなかったとき。

(2) 暖房の通気をしなかったとき。

(使用期間の制限)

第13条 学校開放事業としての学校施設の使用は、屋内水泳プールを除き、継続して3日を超えることはできない。ただし、教育委員会が特に認めた場合は、この限りでない。

(使用の中止)

第14条 教育委員会は、使用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、使用者に対して使用の中止を命ずることができる。この場合において、使用者が損害をこうむることがあっても、その責を負わない。

(1) 秩序をみだし、公安を害するおそれがあるとき。

(2) 興行その他私的営利を目的とし、又はそのおそれがあると認められるとき。

(3) 宗教的祭祀を行うとき。

(4) 学校開放の施設又は附属施設をき損するおそれがあるとき。

(5) 管理上支障があると認められるとき。

(登録の取消)

第15条 教育委員会は、使用者が次の各号のいずれかに該当した場合は、登録を取り消すことができる。

(1) この規則に違反し義務を履行しないとき。

(2) 登録証の目的と使用目的が著しく異なる使用をしたとき。

(3) 地域住民等として、不相当と認められるに至ったとき。

(使用者の義務)

第16条 使用者は、次の各号に掲げる義務を履行しなければならない。

(1) 係員の指示に従うこと。

(2) 使用許可以外の場所に立入らないこと。

(3) 火災発生の予防、危険、事故、破損等の防止に努めること。

(4) 施設の使用開始及び終了後又は事故あるときは、必ず係員に報告すること。

(5) 施設の使用が終了したとき又は中止されたときは、直ちに清掃し原状に復すること。

(弁償)

第17条 使用者は、故意又は不注意により、学校開放の施設若しくは設備を損傷し、又は亡失したときは、教育委員会がその都度定める費用を弁償しなければならない。

(委任)

第18条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、教育長が定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和50年3月29日教委規則第4号)

この規則は、昭和50年4月1日から施行する。

附 則 (昭和50年6月2日教委規則第23号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和50年6月30日教委規則第26号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和51年4月1日教委規則第7号)

この規則は、昭和51年4月1日から施行する。

附 則 (昭和52年4月1日教委規則第4号)

この規則は、昭和52年4月1日から施行する。

附 則 (昭和53年3月27日教委規則第3号)

この規則は、昭和53年4月1日から施行する。

附 則 (昭和54年3月31日教委規則第2号)

この規則は、昭和54年4月1日から施行する。

附 則 (昭和55年4月1日教委規則第10号)

この規則は、昭和55年4月1日から施行する。

附 則（昭和56年8月31日教委規則第10号）

この規則は、昭和56年9月1日から施行する。

附 則（昭和57年7月21日教委規則第6号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和57年12月30日教委規則第17号）

この規則は、昭和58年1月1日から施行する。

附 則（昭和58年3月31日教委規則第3号）

この規則は、昭和58年4月1日から施行する。

附 則（昭和59年3月31日教委規則第6号）

この規則は、昭和59年4月1日から施行する。

附 則（昭和59年8月31日教委規則第12号）

この規則は、昭和59年9月1日から施行する。

附 則（昭和60年9月24日教委規則第8号）

この規則は、昭和60年10月1日から施行する。

附 則（昭和61年4月1日教委規則第3号）

この規則は、昭和61年4月1日から施行する。

附 則（昭和61年4月30日教委規則第5号）

この規則は、昭和61年5月1日から施行する。

附 則（昭和62年4月1日教委規則第5号）

この規則は、昭和62年4月1日から施行する。

附 則（昭和63年3月29日教委規則第4号）

この規則は、昭和63年4月1日から施行する。

附 則（平成元年4月26日教委規則第7号）

この規則は、平成元年5月1日から施行する。

附 則（平成元年9月21日教委規則第10号）

この規則は、平成元年10月1日から施行する。

附 則（平成2年4月20日教委規則第4号）

この規則は、平成2年5月1日から施行する。ただし、帯広市立明和小学校の改正規定は、平成2年6月1日から施行する。

附 則（平成2年9月26日教委規則第11号）

この規則は、平成2年10月1日から施行する。

附 則（平成3年4月19日教委規則第5号）

この規則は、平成3年5月1日から施行する。

附 則（平成4年4月27日教委規則第8号）

この規則は、平成4年5月1日から施行する。

附 則（平成5年3月25日教委規則第2号）

この規則は、平成5年4月1日から施行する。

附 則（平成6年4月28日教委規則第6号）

この規則は、平成6年5月1日から施行する。

附 則（平成7年12月19日教委規則第11号）

この規則は、平成8年1月1日から施行する。

附 則（平成9年3月28日教委規則第4号）

この規則は、平成9年4月1日から施行する。

附 則（平成10年4月1日教委規則第4号）

この規則は、平成10年4月1日から施行する。

附 則（平成11年3月30日教委規則第2号）

この規則は、平成11年4月1日から施行する。

附 則（平成12年3月31日教委規則第8号）

この規則は、平成12年4月1日から施行する。

附 則（平成13年5月22日教委規則第11号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成14年3月28日教委規則第6号）

この規則は、平成14年4月1日から施行する。

附 則（平成14年7月18日教委規則第12号）

この規則は、平成14年8月1日から施行する。

附 則（平成16年3月26日教委規則第6号）

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則（平成17年3月29日教委規則第8号）

この規則は、平成17年4月1日から施行する。ただし、別表1スポーツ事業の部に帯広市立清川小学校の項を加える改正規定は、平成17年7月1日から施行する。

附 則（平成17年12月20日教委規則第25号）

この規則は、平成18年1月1日から施行する。

附 則（平成19年3月28日教委規則第4号）

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成20年3月28日教委規則第6号）

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の際現に残存する用紙は、なお当分の間使用することができる。

附 則（平成23年2月14日教委規則第2号）

この規則は、平成23年3月1日から施行する。

附 則（平成24年5月28日教委規則第8号）

この規則は、公布の日から施行し、平成24年5月21日から適用する。

附 則（平成25年1月29日教委規則第1号）

この規則は、平成25年2月9日から施行する。

附 則（平成26年2月13日教委規則第7号）

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成31年4月24日教委規則第2号）

この規則は、平成31年5月1日から施行する。

附 則（令和2年3月19日教委規則第7号）

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和2年12月22日教委規則第17号）

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

附 則（令和4年3月29日教委規則第1号抄）

（施行期日）

1 この規則は、令和4年4月1日から施行する。

附 則（令和4年12月27日教委規則第7号）

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

別表1

種別	開放学校名	位置
スポーツ事業	帯広市立帯広小学校	帯広市西8条南5丁目1番地
	帯広市立西小学校	帯広市西23条南1丁目83番地
	帯広市立柏小学校	帯広市東8条南11丁目1番地
	帯広市立明星小学校	帯広市西4条南23丁目1番地
	帯広市立緑丘小学校	帯広市西14条南17丁目2番地
	帯広市立北栄小学校	帯広市西7条南1丁目2番地
	帯広市立光南小学校	帯広市東5条南20丁目1番地
	帯広市立東小学校	帯広市東7条南2丁目1番地
	帯広市立啓西小学校	帯広市柏林台中町4丁目1番地

	帯広市立稲田小学校 帯広市立豊成小学校 帯広市立栄小学校 帯広市立若葉小学校 帯広市立広陽小学校 帯広市立花園小学校 帯広市立啓北小学校 帯広市立開西小学校 帯広市立明和小学校 帯広市立森の里小学校 帯広市立つつじが丘小学校 帯広市立川西小学校 帯広市市立清川小学校 帯広市立広野小学校 帯広市立大正小学校 帯広市立愛国小学校 帯広市立帯広第二中学校 帯広市立南町中学校 帯広市立大空学園義務教育学校	帯広市西15条南39丁目1番1号 帯広市清流西1丁目1番地 帯広市西17条北1丁目7番地 帯広市西17条南6丁目1番地 帯広市西19条南3丁目20番3号 帯広市公園東町2丁目3番地 帯広市西14条北7丁目3番地 帯広市西22条南3丁目3番地 帯広市西19条南4丁目24番地 帯広市西22条南4丁目3番地 帯広市西24条南3丁目39番地 帯広市川西町西3線66番地 帯広市清川町西3線127番地 帯広市広野町西1線149番地 帯広市大正町550番地の3 帯広市愛国町基線23番地 帯広市西24条南1丁目7番地 帯広市西17条南35丁目1番1号 帯広市大空町11丁目4番地
文化事業	帯広市立帯広小学校 帯広市立啓西小学校 帯広市立広陽小学校 帯広市立明和小学校 帯広市立つつじが丘小学校 帯広市立清川小学校 帯広市立大空学園義務教育学校	帯広市西8条南5丁目1番地 帯広市柏林台中町4丁目1番地 帯広市西19条南3丁目20番3号 帯広市西19条南4丁目24番地 帯広市西24条南3丁目39番地 帯広市清川町西3線127番地 帯広市大空町11丁目4番地

別表2（第7条関係）

（1）スポーツ事業（屋内水泳プールを除く。）及び文化事業

種類	施設	開放日	開放時間
スポーツ事業	屋内・屋外運動場	平日	5時～7時30分（屋外運動場に限る。） 19時～21時
		土曜日	5時～7時30分（屋外運動場に限る。） 14時～21時
		日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「休日」という。）	5時～7時30分（屋外運動場に限る。） 10時～21時
文化事業	特別教室等	平日	19時～22時
		土曜日	14時～22時
		休日	10時～22時

（2）スポーツ事業（屋内水泳プールに限る。）

施設	開館期間	開放時間	休館日
光南小学校	4月1日から12月28日まで	平日 18時～21時 学校休業日 10時～21時	(1) 毎週月曜日（6月から10月を除く。） (2) 毎週水曜日（夏季休業日を除く。）
啓西小学校	4月1日から12月28日まで	平日 18時～21時 学校休業日 10時～21時	(1) 毎週月曜日（夏季休業日を除く。）

			(2) 毎週木曜日(6月から10月を除く。)
豊成小学校	4月1日から翌年1月31日まで	平日 18時～21時 学校休業日 10時～21時	(1) 毎週火曜日(夏季休業日を除く。) (2) 年末年始(12月29日から翌年1月3日までの日)
備考			
1 この表において「学校休業日」とは帯広市立学校管理規則第35条第1項第1号、第2号、第5号及び第6号に規定する休日、日曜日、土曜日、夏季休業日及び冬季休業日をいう。			